

きらめき

発行
東北情報インフラユニオン
仙台市若林区新寺一丁目2番7号
TEL: 022-297-5196
FAX: 022-297-5198
発行責任者: 村上 良智
編集責任者: 齊藤 慎也

第73回 全国労働衛生週間(10/1~10/7)

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

全国労働衛生週間ポスター（見本）



厚生労働省ならびに中央労働災害防止協会は「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンに、令和4年10月1日～10月7日までの期間において「全国労働衛生週間」を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集空間（多くの人が密集している）
- ③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

といったいわゆる“三つの密”を避けることを徹底しつつ、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとしております。

労働者の健康をめぐる状況については、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、またはストレスを感じる労働者が依然として半数を超えている状況であり、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策およびメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。

インフラ東北としても、対応各社と労使連携し、本週間において下表記載の実施事項に取り組むこととしています。また、メンタルヘルスケアの重要性について呼びかけるとともに、過重労働防止およびワーク・ライフ・バランスの実現を通して誰もが安心して働ける職場環境の構築に向け通年的に取り組みを実施していきます。

事業場の実施事項（全国労働衛生週間実施要項より抜粋）

各事業場では、事業者及び労働者が連携・協力し、次の事項を実施してください。

■本週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

秋の全国交通安全運動

内閣府は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図ることを目的に運動に取り組むこととしています。

◆運動期間

令和4年9月21日(水)～30日(金)
までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

◆運動の重点項目(全国)

- ①子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ②夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止
および飲酒運転の根絶
- ③自転車の交通ルール遵守の徹底



内閣府「全国交通安全運動リーフレット」より抜粋

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保		
左右を確認! 歩行者優先! 反射材を活用しよう!	歩行者も交通ルールを守ろう! 歩行者の横断中の交通事故が多発しています。交差点では信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。 また、反射材を活用しましょう。	「ゾーン30 プラス」で安全・安心な通行空間を! 最高速度30キロの区域規制とスムーズ横断歩道等を適切に組み合わせることで、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を目指しています。地域・家庭で通学路等の安全を日頃から確認しましょう。 「スムーズ横断歩道」横断歩道が盛り上がりしています
夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶		
歩行者を優先しよう! おかしな運転!	横断歩道は歩行者優先! 早めのライト点灯を! 横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。また、秋になると日没時間が早まりますので、夕暮れ時は早めのライト点灯を心掛けましょう。	飲酒運転を絶対にしない・させない! 飲酒運転は極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ちましょう。また、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。 飲酒運転はダメ!
自転車の交通ルール遵守の徹底		
ヘルメットを着用!	大人も子供もヘルメット着用! 自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車に乗る時は、大人も子供もヘルメットを必ず着用しましょう。	自転車にも交通ルールがあります! ①自転車は車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側通行 ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤子どもはヘルメットを着用 スマホ・イヤホンながら運転禁止!

上記の全国重点項目のほか、地域の運動重点については都道府県が地域の交通事故実態等に即して必要に応じ地域重点項目を定めることとなっております。

～事故にあわない、おこさない～